

標識・揭示板

○ 危規則第17条（標識）

- 1 危政令第9条第1項第3号（危政令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危政令第11条第1項第3号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危政令第12条第1項第3号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危政令第13条第1項第5号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危政令第14条第3号、危政令第16条第1項第5号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危政令第17条第1項第6号（同条第2項においてその例による場合を含む。）又は危政令第18条第1項第2号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定による標識は次のとおりとする。

- 一 標識は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。
- 二 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

標識（例図）



○ 危規則第18条（掲示板）

- 1 危政令第9条第1項第3号（危政令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危政令第11条第1項第3号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危政令第12条第1項第3号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危政令第13条第1項第5号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危政令第14条第3号、危政令第16条第1項第5号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危政令第17条第1項第6号（同条第2項においてその例による場合を含む。）又は危政令第18条第1項第2号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定による掲示板は、次によること。
 - 一 掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。
 - 二 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数並びに危政令第31条の2の製造所等（危険物保安監督者を定めなければならない製造所等）にあつては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。
 - 三 前号の掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
 - 四 第2号の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 省略
 - ロ 省略
 - ハ 省略
 - ※ 注意事項は、下表「注意事項一覧表」参照
 - 五 省略
 - ※ 前号の掲示板の色は、下表「注意事項一覧表」参照

注意事項一覧表

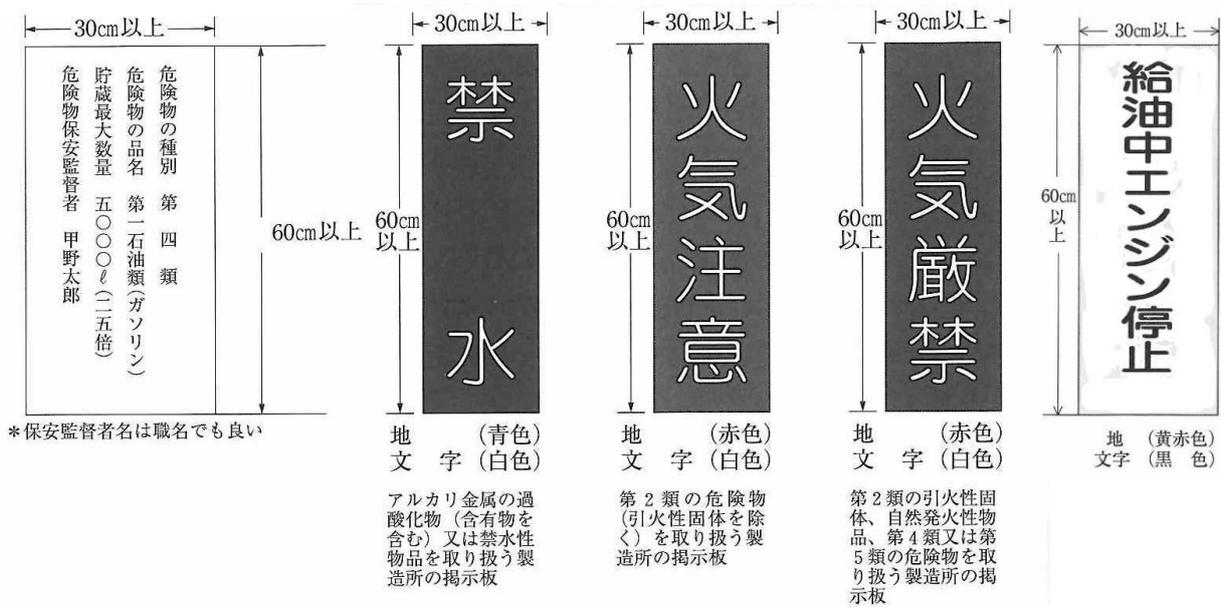
類別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第1類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの	禁水	地－青・文字－白
	上記以外のもの	なし	
第2類	引火性固体	火気厳禁	地－赤・文字－白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地－赤・文字－白
第3類	自然発火性物品	火気厳禁	地－赤・文字－白
	禁水性物品	禁水	地－青・文字－白
第4類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白

第5類	すべて	火気厳禁	地-赤・文字-白
第6類	すべて	なし	

※ 禁水性物品とは、第3類の危険物のうち危政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

※ 自然発火性物品とは、第3類の危険物のうち危政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

六 第2号及び第4号の掲示板のほか、給油取扱所にあつては、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。



留意事項

- 標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、その文字は雨水等により容易に消えることがないものとする。 (指導)